## フラット35•中古住宅における手数料

別表4－1 中古住宅•一戸建て等（ $~(~ 3 ~) ~$

税抜（カッコ内は税込）単位：円

| 種別 | 基準 |  | 申請内容 | 新耐震基準 $(※ 1)$ | 旧耐震基準 $(※ 2)$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| フラット35 | 一般 | 中古フラット35の基準を満たすもの |  | $\begin{gathered} \hline 65,000 \\ (71,500) \end{gathered}$ | 別途見積 |
| フラット35S | 金利Aプラン | 中古証明書添付（※4） |  | $\begin{gathered} \hline 80,000 \\ (88,000) \end{gathered}$ |  |
|  | 金利Bプラン | 省エネルギー性 | 開口部断熱 | $\begin{gathered} 90,000 \\ (99,000) \end{gathered}$ |  |
|  |  |  | 外壁等断熱の中古証明書添付（ $\because 4$ ） | $\begin{gathered} 80,000 \\ (88,000) \end{gathered}$ |  |
|  |  | バリアフリー性 | 中古証明書添付（※4） | $\begin{gathered} \hline 80,000 \\ (88,000) \end{gathered}$ |  |
|  |  | 上記以外の省エネルギー性・バリアフリー性 |  | 別途見積 |  |
| フラット35リノべ | 一般 | 一般のリノべの基準を満たすもの |  | 別途見積 |  |
|  | フラット35S | フラット35Sリノべの基準を満たすもの |  | 別途見積 |  |

別表4－2 中古住宅・マンション

税抜（カッコ内は税込）単位：円

| 種別 | 基準 |  | 申請内容 | 新耐震基準 $(※ 1)$ | 旧耐震基準 $(※ 2)$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| フラット35 | 一般 | 中古フラット35の基準を満たすもの |  | $\begin{gathered} \hline 50,000 \\ (55,000) \end{gathered}$ | 別途見積 |
| フラット35S | 金利Aプラン | 中古証明書添付（※4） |  | $\begin{gathered} \hline 70,000 \\ (77,000) \end{gathered}$ |  |
|  | 金利Bプラン | 省エネルギー性 | 開口部断熱 | $\begin{gathered} 75,000 \\ (82,500) \end{gathered}$ |  |
|  |  |  | 外壁等断熱の中古証明書添付（ $\because 4$ ） | $\begin{gathered} \hline 70,000 \\ (77,000) \end{gathered}$ |  |
|  |  | バリアフリー性 | 中古証明書添付（※4） | $\begin{gathered} \hline 70,000 \\ (77,000) \end{gathered}$ |  |
|  |  | 上記以外の省エネルギー性・バリアフリー性 |  | 別途見積 |  |
| フラット35リノベ | 一般 | 一般のリノべの基準を満たすもの |  | 別途見積 |  |
|  | フラット35S | フラット35Sリノべの基準を満たすもの |  | 別途見積 |  |

別表4－3 中古住宅•住棟単位・マンション管理組合による中古マンションらくらくフラット35登録（※5）

税抜（カッコ内は税込）単位：円

| 区分 | 新耐震基準 <br> $(\ldots 1)$ | 旧耐震基準 <br> （※2） |
| :---: | :---: | :---: |
| 個別登録，20年登録 | 別途見積 | 別途見積 |

JTC：日本タリアセン
※1 新耐震基準
－「新耐震基準」とは，建築確認済日が昭和56年6月1日以隆の住宅です。

## ※2 旧耐震基準

- 「旧耐震基準」とは，建築確認済日が昭和56年5月31日以前の住宅です。
- 建築確認済日が不明な場合は，表示登記の原因及びその日付が昭和58年3月31日以前の住宅です。
- 旧耐震の住宅は，耐震評価基準や耐震診断書等で一定の耐震基準を満たす必要があります。
※3 中古住宅•一戸建て等
- 木造住宅は，準耐火構造または耐久性基準を証明する図書等（平面図，立面図，矩計図）が必要になります。
- 住宅の構造をメーカーに確認したものは，中古住宅構造確認書が必要になります。
※4 中古証明書等
- 中古証明書等の添付とは，フラット35Sの基準を満たす性能を証明するフラット35S適合証明書（新築），建設住宅性能評価書（新築•既存）をいいます。
- 上記以外にフラット35Sの技術基準の適合を満たす証明書がありますので，住宅金融支援機構のホームページで提出書類•備考を参照ください。例）フラット35S「ZEH基準」はBELS評価書等
- 新築時から増改築がある場合は，フラット35S適合証明書•（新築）建設住宅性能評価書は活用できません。
- 評価書の交付時から基準に係る変更がある場合は，（既存）建設住宅性能評価書は活用できません。
- 書類等の交付時から一次エネルギー消費量に係る計算書に記載されている設備機器等に変更がある場合は，省エネルギー性（金利Aプラン），または ZEH基準への適合を証明するフラット35S適合証明書•BELS評価書などを活用できません。
※5 中古マンションらくらくフラット35登録
－住棟単位で登録証明書を取得して，マンション管理組合自らが住宅金融支援機構に登録する場合が対象となります。


## 注意事項

- フラット35S（ZEH基準）・フラット35（維持保全型）につきましては，別途見積とさせていただきます。
- リフォーム融資，賃貸リフォーム融資，住宅融資保険につきましては，別途見積とさせていただきます。
- 適合証明現場検査で業務実施者が出張する場合は，上記手数料とは別にJTCが定める出張手数料規程に基づく出張手数料が加算されます。
- 申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付手数料は，5．000円（税込5，500円）とします。
- JTCが副本配送する場合は，1，000円（税込1，100円）の手数料が別途掛かります。
- その他で記載の無いものについては，別途見積とさせていただきます。

